

別表（第2条関係）

項目	内容
1 問診	服薬歴、既往歴、生活習慣に関する項目、自覚症状
2 計測	身長、体重、BMI、血圧
3 診察	理学的所見（身体診察）
4 脂質	中性脂肪、HDL-C、LDL-C
5 肝機能	血清アルブミン、AST、ALT、 γ -GT
6 血糖	ヘモグロビンA1c又は空腹時血糖
7 貧血	ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数
8 腎機能	クレアチニン
9 尿	尿糖、尿蛋白、尿潜血
10 心機能	心電図

備考

- 1 血糖に関し、食直後を除き随時血糖により血糖検査を行うことを可とする。なお、空腹時とは絶食10時間以上、食直後とは食事開始時から3.5時間未満とする。
- 2 尿に関し、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者への尿検査は省略することができる。（ただし、「医師の診断（判断）」欄にやむを得ず実施できなかった理由が示されている等、測定が不可能であったことが判別できる必要がある）
- 3 心機能に関し、当該年度の健康審査結果等において、収縮期血圧が140 mmHg以上若しくは拡張期血圧が90 mmHg以上の者又は自覚症状及び他覚症状の有無の検査において不整脈が疑われる者であり、かつ、医師が必要と判断した場合に実施するものに限る。